

福祉・介護人材処遇改善事業の取扱いについて

【対象職種】

問1

介護給付費・訓練等給付費以外の事業の売り上げによって雇用している従業員についても本事業の助成の対象としてもよいか？

(答)事務処理要領2の第三号の対象職種か若しくは兼務している場合は対象として差し支えない。

【交付率】

問2

障害児施設、精神障害者社会復帰施設、特別養護老人ホーム等において行う併設型又は空床利用型短期入所の交付率如何。

(答)短期入所の交付率については、事務処理要領に記載のとおり、それぞれ本体施設の交付率を適用することとしているが、本体施設が障害児施設、精神障害者社会復帰施設、特別養護老人ホーム等の場合は、施設入所支援の交付率(2.5%)を適用されたい。

【賃金改善計画及び実績報告】

問3

介護保険の事業所者指定も併せて受けている訪問系サービス事業者の場合、賃金改善計画及び実績報告書はどのように作成するのか。

(答)本事業は、総事業額に交付率を乗じて算出する助成金を、障害福祉サービス等の福祉・介護職員に対し交付する事業であることから、本事業の対象である障害福祉サービス事業所等に係る常勤換算職員数を適正に算定し、介護職員処遇改善交付金との二重交付にならないよう賃金改善計画及び実績報告書を作成されたい。

【助成金の支給方法】

問4

法人内の複数事業所で一括申請した場合、法人内において助成金の支給額を調整してもよいか。

(答) 差し支えない。ただし、問3のとおり、同じ法人内において介護保険の事業のみを行っている事業所には充当することは出来ない。